

このため、「南丹市障害者計画・第3期障害福祉計画」では、国の制度改革の動向を注視しながら、第1期及び第2期計画での成果や課題を踏まえ、障がい福祉サービスの提供体制を一層充実するため、平成26年度における数値目標及び障がい福祉サービス見込み量を改めて設定し策定するものです。

なお、今後予定されている「(仮称) 障害者総合福祉法」の制定など、本計画の根拠となる関係法の動向に合わせ見直しを実施する一方、先般改正・施行された「障害者基本法」の考え方を踏まえ引き続き障がいのある人に関する施策を推進します。

2 計画の位置づけ及び性格

〔1〕計画の位置づけ

南丹市障害者計画は、障がい者施策を推進するための基本理念、基本目標を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい者施策推進のための指針（基本計画）となるものです。

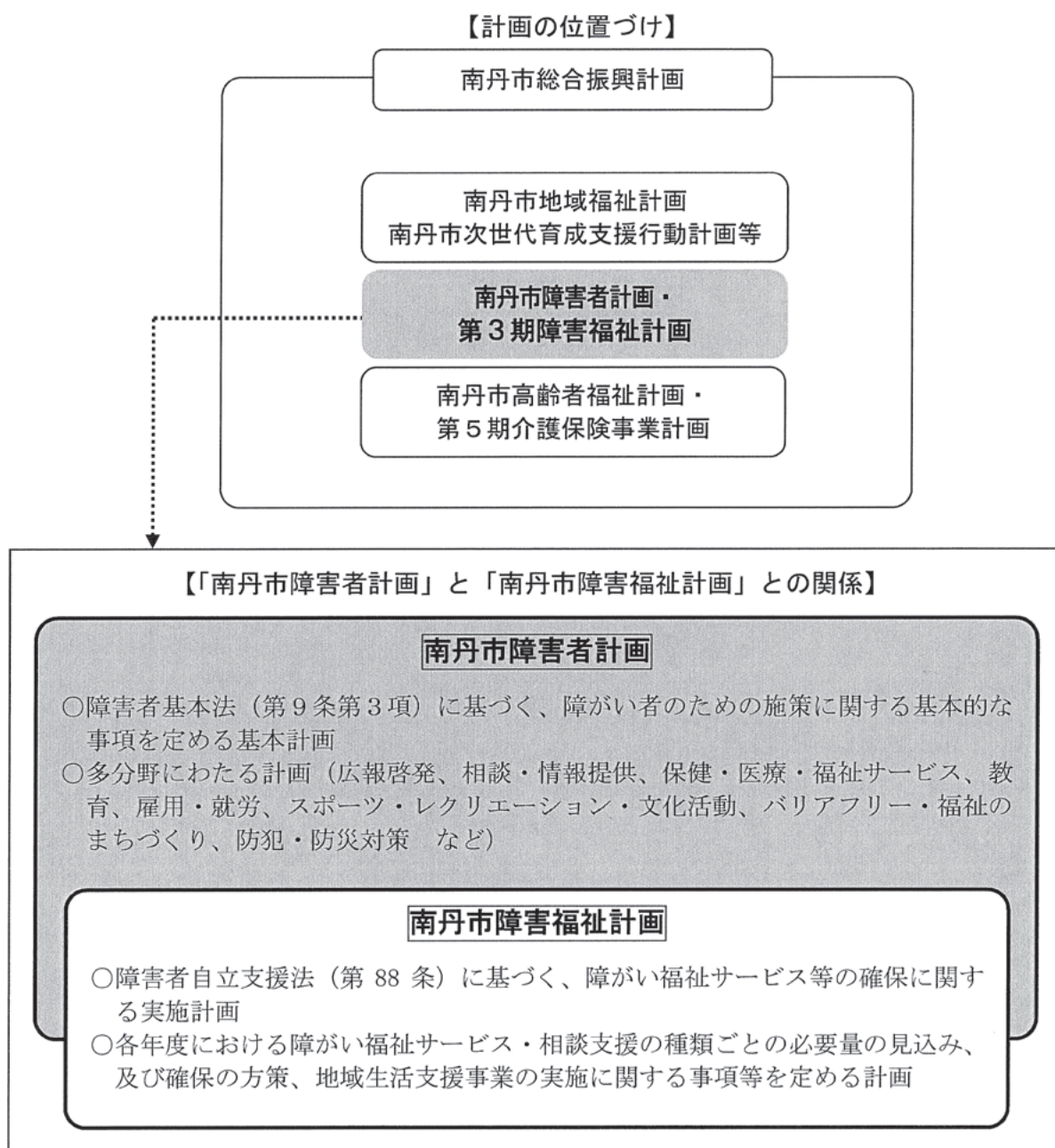
南丹市障害福祉計画は、障害者計画を上位計画とし、基本理念を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

また、両計画は、本市のまちづくりの上位計画である「南丹市総合振興計画」の部門別計画として、障がいのある人の総合的な保健・福祉施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものです。

〔2〕計画の性格

南丹市障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画であり、障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に定める法定計画です。

南丹市障害福祉計画は、「南丹市地域福祉計画」、「南丹市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」「南丹市次世代育成支援行動計画」など、その他関連計画との整合性を図り作成しています。



3 計画の期間

「南丹市障害者計画」の計画期間は、平成24年度から平成29年度までとし、障害福祉計画等関連計画の改訂に合わせて、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、「南丹市第3期障害福祉計画」の計画期間は、平成24年度から平成26年度までとし、国及び京都府の基本指針に基づき、「各年度における指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び確保のための方策」「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」などに関し、数値目標を設定し、目標達成に向け計画的にサービス基盤の整備を図るものとします。

4 計画の策定体制

計画の策定にあたり、下記に掲げる方法等により、障がい福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めます。

〔1〕地域自立支援協議会・障害者計画等策定委員会の開催

本計画策定にあたっては、学識経験者、障がい福祉関係者、市民の参画を求め、「南丹市地域自立支援協議会・障害者計画及び第3期障害福祉計画策定委員会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。また、計画策定のための作業部会としてワーキンググループを設置し、計画策定の具体的な方向性や市民意見の反映手法について検討を重ねてきました。

〔2〕障がいのある人の現状を把握するためのアンケート調査の実施

障がいのある人の地域移行や一般就労の促進などに向け、障がいのある人のニーズを把握するとともに、障がい福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるため、平成23年7月に「南丹市障害者基本計画及び障害者福祉計画策定のためのアンケート調査」を行い、計画策定の基礎資料としました。

〔3〕事業者、関係機関・団体等へのヒアリング及び意見交換会の実施

上記〔2〕のアンケート調査に加え、障がい者施策の方向性を検討する基礎資料とするため、平成23年8月に「障がい者関係事業所、障がい者相談支援機関、一般事業所・企業へのヒアリング調査」を実施するとともに、平成23年10月には「障がい者(児)支援事業者、関係団体との意見交換会」をワークショップ形式で実施し、関係機関・団体の意見聴取に努めました。

〔4〕市民意見の聴取と計画への反映

計画策定において、市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、平成23年12月4日に市民200名が参加した「南丹市障がい者の自立と社会参加を考えるシンポジウム」を開催し、障がいへの理解と障がい者にとって必要な支援のあり方について検討するとともに、平成24年1月には計画素案に対する「パブリックコメント（住民意見の募集）」を実施し、市民意見の聴取に努めました。